

～介護保険サービスの利用負担軽減制度～

特定入所者介護サービス費（居住費・食費の軽減）

特別養護老人ホームなど施設サービスを利用する方（入所やショートステイ）で所得の少ない方が、利用料のうち居住費と食費の軽減を受けられる制度です。（申請が必要となります）

＜申請の流れ＞

- ① 役場福祉健康課にて申請用紙を記入（本人及び配偶者の預金通帳や証券会社口座の写し等、資産に関する書類を添付していただく必要があります。）
- ② 本人及び配偶者の所得及び資産により、利用者負担が判定されます。
- ③ 判定により対象となると認定証が発行されます。（認定有効期間は、申請月の1日からとなります。）
- ④ 認定証を利用する施設にご提示ください。

※前年度所得や現有資産をもとに、毎年見直しがなされるため、毎年の申請が必要です。※有効期限は7月31日までとなります。

●利用者負担段階

負担軽減の対象者	利用者負担段階	対象者		預貯金額 (夫婦の場合)
	第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者 世帯（世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。） 全員が住民税非課税である老齢福祉年金受給者 		1,000万円以下 (2,000万円)
	第2段階	住民税 非課税 世帯	年金収入金額(※) + 合計所得金額が80万9千円以下	650万円以下 (1,650万円)
	第3段階①		年金収入金額(※) + 合計所得金額が80万9千円超～120万円以下	550万円以下 (1,550万円)
	第3段階②		年金収入金額(※) + 合計所得金額が120万円超	500万円以下 (1,500万円)
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯に課税者がいる 住民税本人課税者 			

※非課税年金（遺族年金・障害年金等）も含む

●利用者負担限度額（食費・居住費）（令和7年8月改定）

		基準費用額 (月額)※	負担限度額（月額）【 】はショートステイの場合				
			第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	
食費		1,445円	300円 【300円】	390円 【600円】	650円 【1,000円】	1,360円 【1,300円】	
居住費	多床室	特養等	915円	0円	430円	430円	430円
		老健・医療院	697円	0円	430円	430円	430円
		老健・医療院等	437円	0円	430円	430円	430円
	従来型 個室	特養等	1,231円	380円	480円	880円	880円
		老健・医療院等	1,728円	550円	550円	1,370円	1,370円
	ユニット型個室的多床室		1,728円	550円	550円	1,370円	1,370円
ユニット型個室		2,066円	880円	880円	1,370円	1,370円	

※ 基準費用額はあくまでも目安です。各施設ごとの金額は、直接施設にお問い合わせください。